平成２３年（フ）第７５０２号
大阪府守口市大久保町２丁目17番７―307号
債務者　松田　謙治
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７７０３号
大阪府箕面市新稲１丁目３－１―14、住民票上の住所大阪府和泉市富秋町１丁目11番15号
債務者　Ｓｐａｃｅ　Ｔｗｏこと　山口　　純
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７８９８号
大阪市住之江区住之江３丁目２番６号
債務者　クラリセージこと　與　智鶴子
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７８９９号
大阪市大正区三軒家東５丁目３番３号　ヨジマハイツ406号
債務者　比嘉　保雄
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７９１２号
大阪府門真市本町35番１―302号
債務者　西田　健一
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７９２８号
大阪府寝屋川市仁和寺本町５丁目16番29号、住民票上の住所大阪府寝屋川市南水苑町33番８号
債務者　向井地善弘
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７９４２号
大阪府八尾市栄町２丁目８番17号　伊藤荘106号
債務者　堀井　幸一
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８００９号
大阪市東淀川区下新庄１丁目10番９号　鳩ヶ瀬パーク201号
債務者　堂本千花子
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８０４６号
大阪市平野区西脇３丁目１番20―412号
債務者　吉田　　功
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８１０２号
大阪市都島区内代町２丁目２番18―103号
債務者　坂口　卓弘
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８１５２号
大阪市東成区神路１丁目11番22号　伸和マンション203号
債務者　船橋真由美
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８１６１号
大阪府八尾市南太子堂４丁目５番32号
債務者　岡田　京子
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８１９２号
大阪府吹田市千里山西６丁目62番Ａ―217号
債務者　加藤　良子
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８２０９号
大阪府高槻市西冠３丁目35番１―101号
債務者　小**柳**　昌夫
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８２１２号
大阪府豊中市庄内西町２丁目14番３号
債務者　吉川　工一
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８２１４号
大阪府門真市浜町27番16号
債務者　牛嶋眞佐高
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８２２４号
大阪市住吉区遠里小野１丁目３番３号
債務者　新居　幸一
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部